

事務連絡

平成25年10月29日

ゆりかご介護サービス 御中

(移動支援事業御担当者様)

水戸市障害福祉課

移動支援事業関係調査実施について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴殿におかれましては、日頃より移動支援事業にご尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、近年当事業の普及に伴い、利用者様からも多種多様なご要望を受け、担当者様におかれましても判断に悩むケースが多くあるかと存じます。

そこで、当事業に携わる中で、日頃疑問に思われる点や判断に悩む点等のご意見を頂戴し、円滑な事業の実施に役立てたいと考えております。

お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力を願いいたします。

問合せ・返送先

〒310-8610

水戸市三の丸 1-5-48

水戸市障害福祉課給付係

担当 :

電話 : 029-224-1111 内 512

## (1) 移動支援事業として認められるか判断に困るケース

- ①目的地に着いてからは、支援者（ボランティア、友人など）がいるが、そこまで行く手段がない場合、自宅から自宅までという原則に反してしまい、結果的に送迎のような利用方法になってしまふ。しかし、その部分を支援できないことで結果として、行く手段がなくなってしまい、社会参加への機会損失となる。
- ②行き先の判断。通学や通勤などの利用は原則不可と理解しているが、その解釈が、通院や通勤の途中過程だったりした場合、（例あげるとバス停まで送迎、そこからは学校に行けるのでそこまでの支援といった直接的な通学ではない場合。広義の社会参加促進には該当するので、即答が出来ない。）

## (2) 現在、移動支援では認められていない利用者からの要望

- ③家族の不測の事態（死や怪我など）により、今までの生活が継続できない状況となったとき、例えば通学など利用者にとっても有益なことに対して、支援ができない。制度上、経済的理由での利用目的はできないが、現実問題として、他の手段が無い。
- ④③にも少し触れているが、明らかに経済的理由による場合。障害者を取り巻く現況では、この理由を前面に出されても仕方がない（就労できないなど）と判断されることもあり、利用者自線でどこまで判断していいものか迷う。

## (3) その他、要望等ございましたら、ご記入願います。

①や②、③においては、全てを規定することは当然困難である。しかし、例えば、受給者証に移動支援を利用する主な目的として、記載があれば少なくとも、なぜ移動支援の利用申請がされたのか、少なくとも記載されている場所であれば安心して依頼が受けられるなどメリットがあると考えます。受給者証の記載は、個人のプライバシー事項が含まれるので、記載は難しいということであれば、簡単なシステムを作って、『登録事業者をID、パスワードでログイン管理し、利用者と受給者番号、パスワード（利用者が事業所に伝えるものとして）を入力すると、その方の利用目的が記載されているページが表示される』など方法はいろいろあるのではと考えます。

また、都内などでは交通インフラが整備されていることから、通勤や通学は利用使用を制限しても代替手段があるが、水戸市ではインフラが弱い部分があったりして、代替手段が確保できない状況があります。

よって、利用制限するのであれば、行政としてインフラ整備を促進すべきではないでしょうか？地域支援事業ですから、地域性を考慮して水戸市独自のルールを作成することが重要かと感じます。また、それが大変であれば、移動支援事業所の登録推進（報酬の見直し、例えば夜間の加算やベースアップ）を行ったり、制度の狭間で困っている人を支援する移送ボランティアやデマンドバスなどの社会資源を開発することを官民一体で取り組み、水戸市独自の問題点を打破する必要があると考えます。

ちなみにゆりかごでは、移送ボランティアや、他市町村ですがデマンドタクシーなどのドライバーを養成していますが、水戸在住のかたの参加は少ない状況です。ドライバー養成は国土交通省管轄で、道路運送法に準拠した講習により活動しています。水戸市でボランティア養成などを検討されるときは、微力ながらお手伝いしたいとも考えています。